

利用会員規約 2025

NPO法人ニューライフカシマ21

会員の資格について(新規会員登録)

NPO法人ニューライフカシマ21の利用会員になるためには、入会申込書をご提出いただき、入会金 10,000円(税込)(一家庭あたり)と年会費 1,000円(税込)(お一人あたり)を現金にてお納めいただきます。会員資格をお持ちの方は、弊法人が行う通年事業をご利用いただけます。

会員の資格更新について

2年目以降の会員資格を更新される際には、次年年度の年会費 1,000円(税込)(お一人あたり)をお納めいただきます。

NPO法人ニューライフカシマ21の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日です。

【アーツ・文化活動】

年会費・年間諸経費・授業料について

1. 年会費は、4月授業料納入時にお納めいただきます。
2. 年間諸経費は、前期(4月)と後期(10月)にそれぞれ6,000円(税別)をお納めいただきます。
 - ご兄弟でご参加される場合、お二人目の年間諸経費は半額、三人目の方は無料となります。
 - 一旦納入された年間諸経費は返金いたしかねます。
3. 入会時および会員資格更新時に、団体保険料としてお一人様 300円(税別)をお納めいただきます。月謝は当月制です。
5. 授業料は、郵便局、筑波銀行または協陽銀行の口座振替をご利用いただけます。毎月5日(土日祝日の場合は翌営業日)に当月分を自動引き落としいたします。
6. 上記口座振替が何らかの理由でできなかつた場合、郵便局をご利用の方は20日(または翌営業日)に再引落をさせていただきます。
7. 引落ができなかつた場合は現金にて事務手数料を加算してご請求させていただきます。

年間スケジュールについて

1. 学年スケジュールの年度は、4月から3月を1年とし、年間44回のレッスンを実施しております。
2. 授業は、年間レッスンカレンダーに基づいて行います。
3. 年間を通じて、様々なイベントを開催しております。ぜひご都合をお練り合わせの上、ご参加ください。

欠席について

1. 欠席される場合は、お電話(080-4170-6167)または英会話LINEへご連絡ください。
2. 欠席された場合のフォローアップは「ご受講ルールブック2025」に基づいています。

休退会・会員の資格喪失について

1. 休退会を希望される場合は、休退会予定前月の20日までに休退会届を事務局にご提出ください。
 - ◇ お電話等でご連絡いただければ用紙をお渡しいたします。
 - ◇ 上記期日までに休退会届が提出されない場合は、手続きの都合上、ご指定の口座からの引き落とし処理が継続となり、現金納入の方も同様にご請求させていただきます。その場合、お月謝は返金いたしかねます。
2. 授業料を2ヶ月滞納、または年会費等の未納がある場合は、自動的に会員資格が失効すると同時に、未納分の精算が済むまで授業をお休みいただきます。

3. 休会の場合、授業料の30%をお支払いいただきます。休会は2ヶ月以上継続して休まれる場合に受理いたします(最長4ヶ月まで)。
4. 受講の際、他人に迷惑をかけるような行為、または違法精神に反する行為が見受けられる場合は、講師の判断により授業参加をお断りする場合がございます。そのような場合は、保護者様にご連絡させていただきます。繰り返し指導しても改善が見られない場合は会員資格を喪失することがあります。

臨時休講/代替講師について

1. 自然災害および緊急事態発生時等、やむを得ずレッスンを休講とさせていただきます。
2. 講師にやむを得ない事情(冠婚葬祭、病欠等)が発生した場合、代替講師(研修を受けた日本人講師を含む)が担当することもございます。あらかじめご了承ください。

団体保険について

1. 総合保険(塾・塾生賠償責任)あいおいニッセイ同和損保に、生徒の皆様は加入しております。詳しい内容についてお知りになりたい方は、フロントにお申し出ください。資料をお渡しいたします。怪我や事故に遭われた場合は速やかにご報告ください。なお、保護者様やご同伴のご兄弟の方は保険適用外となります。
2. 駐車場で起きた事故および盗難等のトラブルに関しては、当NPOでは責任を負いかねます。

英語クラス編成等について

1. 入会時のレベル判定と年齢等を考慮してクラスを決定いたします。
2. グループレッスンは、1クラス3名以上8名(初級年中以下のクラスは6名)以下とさせていただきます。何らかの事情でクラス人数が2名以下になる場合には、同レベルの別クラスをご提案させていただきます。ただし、スケジュール上クラス変更が困難な場合は、時間を短縮するか、セミプライベートクラスをご提案させていただきます。
3. お子様の習熟レベル、年齢、個性、ご家庭のご都合を考慮したクラス編成に取り組んでおります。ご要望等ございましたら、お気軽にご相談ください。
4. 個別指導も可能です。空席があれば、ご希望の時間帯でご受講いただけます。

外国人講師・日本人講師について

1. 当校の講師は、厳選して独自に採用しております。外国人講師は全員、英語を母国語とする(もしくは同等レベルの)ネイティブスピーカーであるPLS認定講師です。法務局発行の査証(VISA)を取得している当校専属の外国人講師です。講師研修も年8回以上実施しております。外国人英語講師を雇用する場合、1年契約が入国管理法上一般的です。人格、指導力が共に優れ、熱意のある講師とは契約を更新し、雇用を継続いたします。
2. 複数年間同じ外国人講師のレッスンを受講することにもメリットがありますが、様々な外国人講師のレッスンを受講することもメリットがあります。担当する外国人講師が変更になっても、指導方法や運営方法は変わりませんので、ご安心ください。
3. 日本人講師は、レッスン内容や英語指導に関する専門の研修を受けております。外国人講師のサポートを含め、あらゆる面から生徒さんの指導に携わっております。お子様のご様子やレッスンについて、お気になる点がございましたら、お気軽にご相談ください。